

埼玉県（県土整備部・都市整備部）と国立大学法人埼玉大学工学部との
技術力の向上等を目指した連携に関する覚書

平成21年11月2日

埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書（平成19年3月14日締結）第3条に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

- 第1 埼玉県（県土整備部及び都市整備部）（以下「県」という。）と国立大学法人埼玉大学工学部（以下「大学」という。）は、より一層の密接な連携により両者の技術力の向上を図るとともに、建設工学系の研究分野の発展及び県土づくり行政の一層の充実に向けた取組を推進する。
- 第2 県及び大学は、連携して次に掲げる事業等を実施する。
- (1) 県の技術的な課題に対して大学がアドバイスを行う事業
 - (2) 県及び大学が協働し、地域の問題解決を図る事業
 - (3) 県の職員が大学の学生等に対して講義を行う事業
 - (4) 大学の学生が社会経験を得る機会を県が提供する事業
 - (5) 連携のための窓口を県及び大学がそれぞれ設置し、意見交換を行うこと
 - (6) その他県及び大学が協議の上必要と認める事業
- 第3 県及び大学が連携して行う事業等に関する経費については、原則各々の負担とする。ただし、必要に応じて各事業に関する経費の負担について、県及び大学が協議して定めることができる。
- 第4 県及び大学が連携して行う事業から発生した事故により生じた損害については、故意又は重大な過失がない限り、それぞれ相手方に対しその責を負わないものとする。
- 第5 本覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、覚書の有効期間満了の日の30日前までに、県又は大学から解除の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。
- 第6 本覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、県及び大学が別途協議の上決定する。
- 第7 この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、県及び大学はそれぞれその1通を保有する。

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県副知事

橋本光男

埼玉県さいたま市桜区下大久保255番地
国立大学法人埼玉大学
工学部長

山口宏樹